

指定訪問入浴介護 重要事項説明書
(令和8年6月1日現在)

当事業所は、利用者に対して訪問入浴介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者

法人名	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会
所在地	香川県高松市福岡町二丁目24番10号
電話番号	087-811-5666
代表者氏名	会長 加藤 昭彦
設立年月日	昭和38年9月26日

2 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問入浴介護事業所 平成11年9月16日指定 高松市 第3770100042号 平成12年4月1日開始
事業の目的	介護保険法令等に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、訪問入浴介護サービスを提供いたします。
事業所の名称	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会
事業所の所在地	香川県高松市福岡町二丁目24番10号
電話番号	087-811-5555
管理者氏名	南 岳 志
事業所の運営方針	サービスを受けられる方の立場になって、親切丁寧を常とし、より質の高い訪問入浴介護サービスを提供することにより、住み慣れた地域で明るく安心して暮らしていけるように支援していきます。

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 別紙のとおり

(2) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（国民の祝日（振替休日を含む。）及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）
営業時間	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時

(3) サービスを利用できる日及び利用可能時間

利用できる日	月曜日から土曜日（天災その他やむを得ず業務を遂行できない日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く）
利用可能時間	午前8時30分～午後5時

4 職員の体制

当事業所では、利用者に対して訪問入浴介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 主な職員の配置状況 ※指定基準を遵守しています。

管理者 1名

看護師または准看護師 1名以上

介護職員 2名以上

(2) 職員は、利用者の居宅を訪問するに当たっては、常に身分証明書を携行し、初回訪問時及び利

用者又はその家族等から提示を求められたときは、いつでも身分証明書を提示します。

5 当事業所が提供するサービスと利用料金等

(1) 訪問入浴計画とサービス内容

当事業所では、ケアプランに基づき、下記のサービス内容から「訪問入浴計画」を定めて、サービスを提供します。同計画は、利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。また、当該計画は、利用者及びそのご家族等に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出によりいつでも見直すことができます。

【サービス内容】

- | |
|---------------------|
| ① 入浴前後の血圧、脈拍、体温等の測定 |
| ② 入浴、洗髪及び清拭の介護 |
| ③ その他必要な介護、相談及び助言 |

○ このサービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止になるよう、懇切丁寧にサービスを提供します。

○ 利用者の身体の状態が安定していて、入浴により身体の状態に支障がないと認められる場合は、主治医の意見を確認したうえで、看護職員に替えて介護職員を派遣することがあります。

(2) サービスの利用料金

利用料金が介護保険から給付される場合と利用料金の全額を利用者に負担していただく場合があります。

○ 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の通常9割が介護保険から給付されます。ただし、65歳以上の被保険者のうち、一定以上の所得がある方は、これとは異なる場合があります。利用者負担の割合は、保険者から発行されます負担割合証により確認させていただきます。

○ 訪問入浴介護サービスの利用料を算定するための、1回あたりの単位数等は次のとおりです。

入浴の区分	全身入浴	清拭・部分入浴 (洗髪・足部浴等)
単 位 数	1, 266単位	1, 139単位

加 算	加算単位	内 容
初 回 加 算	200単位/月	新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	36単位/回	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問入浴事業所が、利用者に対し、訪問入浴介護を行った場合
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	単位数の5%	中山間地域等に居住する利用者に当該サービスを提供した場合
介護職員処遇改善加算Ⅰロ※	単位数の13.3%	当該加算の算定要件を満たす場合

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

○ 当事業所は、介護保険の定める地域区分「7級地」に該当するため、単位数に10.21円を乗じて得た金額が利用料金となります。

○ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。ただし、要介護の認定を受けた場合、同認定の有効期間内のものについては、自己負担額を除く金額が介護保険から償還払いとして払い戻されます。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

○ 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の限度額を超えた部分の全額が利用者の負担となります。

（３）交通費

当事業所のサービスを利用される場合のサービス提供の際に要する交通費は無料です。

（４）利用料金のお支払い方法

サービス利用料金は、1 か月ごとに計算し、毎月 20 日までに前月分をご請求しますので、原則として金融機関による口座振替によりお支払いください。振替日は、毎月 27 日です。

なお、27 日が金融機関休業日の場合は、その日以降の金融機関の直近の営業日となります。

（５）利用の中止、変更、追加

急に利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

ご利用前日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の当日にご連絡いただいた場合	利用料金の 10 %

○ 利用予定日の前に、利用者の都合により訪問入浴介護サービスの利用を変更もしくは、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの利用予定日以前に当事業所に申し出てください。

○ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、移動入浴車の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

（６）サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、止むを得ない事情により終了させていただく場合は、終了 1 か月前までに文書で通知するとともに、地域の他の訪問入浴介護事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、自動的にサービスを終了いたします。

○ 利用者が訪問入浴介護事業所を変更した場合

○ 利用者が介護保険施設等に入所された場合

○ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が要支援又は非該当と認定された場合

○ 利用者がお亡くなりになった場合

○ その他・ハラスメント

契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意に告げず、または不実の告知を行い、その結果重大な事情を生じさせた場合や利用者及びそのご家族などが当事業所、当事業所の職員に対して、本契約を継続し難いほどの迷惑行為を行った場合、サービス従事者等に対してハラスメント行為を行い、継続したサービス提供が困難と事業所が判断した場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

（本契約を継続し難い迷惑行為の例）

- ・怒鳴る、大声で罵る、叩く、殴る、刃物を向けるなどの暴力又は乱暴な言動。
- ・性的な話をする、必要もなく手を握る、体を触る、嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等のハラスメント行為。
- ・職員の自宅住所や電話番号を何度もしつこく聞く、ストーカー行為度を越えた謝罪の要求、長時間の電話、理不尽な苦情を申し立てる等の行為。
- ・その他職員の名誉を著しく棄損する行為。

6 サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う訪問入浴介護従業者について

サービス提供時に、担当の訪問入浴介護従業者を決定します。ただし、実際のサービス提供時にあっては、複数の訪問入浴介護従業者が交替してサービスを提供します。

（２）訪問入浴介護従業者の交替

① 利用者からの交替の申し出

選任された訪問入浴介護従業者の交替を希望する場合には、当該訪問入浴介護従業者が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問入浴介護従業者の交替を申し出ることができます。

ただし、利用者から特定の訪問入浴介護従業者の指名についてのご要望には沿いかねます。

② 事業所からの訪問入浴介護従業者の交替

一定期間ごとに、担当の訪問入浴介護従業者を交替します。その他事業所の都合により、訪問入浴介護従業者を交替することがあります。

訪問入浴介護従業者を交替する場合は、利用者及びその家族等に対して、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（３）サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は、「５ 当事業所が提供するサービスと利用料金等」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

② 訪問入浴介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問入浴介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。ただし、事業所は訪問入浴介護サービスの実施にあたって、利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問入浴介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問入浴介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（４）サービス内容の変更

サービスの利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得てサービス内容の変更を行います。その場合、事業所は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（５）訪問入浴介護従業者の禁止行為

訪問入浴介護従業者は、利用者に対する訪問入浴介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ・主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為
- ・利用者もしくはその家族等からの金品等の授受及び貸借
- ・利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

7 サービス実施の記録について

（１）サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容等を記録し、利用者にもその内

容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があれば、いつでもお申し出ください。なお、「訪問入浴介護計画」及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日から5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令及び社会福祉法人高松市社会福祉協議会個人情報保護規程にもとづいて、利用者の記録や情報を適切かつ慎重に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者の負担となります。)

8 守秘義務等

(1) 事業者及び事業所職員は、訪問入浴介護サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

(2) 事業者は、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(3) 上記(2)にかかわらず、利用者に係る他の関連機関等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

9 虐待の防止のための措置

事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止に関する責任者の設置

○虐待防止責任者 主 任 池 脇 勢 詞

○虐待防止担当者 副主任 穴 吹 真美子

(2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(3) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底、虐待防止のための指針を整備

(4) サービス提供中に当該事業所従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を権利擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者へ通報する。

10 身体拘束等の禁止

事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じています。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

11 衛生管理等

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じています。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

(3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

12 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための一及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しています。

13 損害賠償等

(1) 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に損害を生ぜしめ、法律上の賠償責任を負った場合には、事業者が加入している損害賠償責任保険で速

やかに誠意を持ってその損害に対する賠償を行います。

(2) 「8 守秘義務等」に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときを除き、損害賠償の対象とはなりません。

(3) 事業者は、上記(1)の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(4) 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

② 利用者が、サービス実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

④ 利用者が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(5) 緊急時及び事故発生時の対応

① 事業者は、現に訪問入浴介護の提供を行っているときに、利用者の健康状態等に急変が生じた場合その他必要な場合は、事前の打ち合わせに基づき家族又は親族、救急隊、主治医、関連機関等へ速やかに連絡をします。

主治医	氏名	
	医療機関名	
	住所	
	電話番号	() —
緊急連絡先	氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号	() —
	携帯番号	— —

② 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、関連機関、保険者等に連絡を行なうとともに、必要な措置をします。また、事故の原因を調査・検討し、再発生を防ぐための対策を講じます。

(6) 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

事業者は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定の利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

1 4 衛生管理

当事業所は、訪問入浴介護に使用する用品を常に清潔に保持し、定期的な消毒を施すほか、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用します。

1 5 苦情受付及び相談窓口

(1) 当事業所の苦情受付及び相談窓口

当事業所の訪問入浴介護に関するご相談・苦情及び「訪問入浴介護計画」に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

- 苦情受付及び相談窓口（担当者） 南 岳志
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始は除く）
- 電話 087-811-5555

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- 香川県国民健康保険団体連合会
受付時間 午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始は除く。）
電話 087-822-7435・7453
- 高松市介護保険課
受付時間 午前8時30分～午後5時（土日・祝日・年末年始は除く。）
電話 087-839-2326

※ 高松市以外にお住まいの方は、住所地の市町役場の介護保険担当課でも受け付けております。